

学習院女子大学大学院学業優秀者給付奨学金細則

平成18年4月1日
施行

（目的）

第1条 この細則は、学習院奨学基金規程第6条に基づき、女子大学大学院において学生の特色ある研究活動を育成するために、女子大学大学院学生の奨学金に関する事項を定める。

（奨学生の定数）

第2条 奨学生の定数は、2名とする。

（奨学生の選考）

第3条 学長は、学生部長からの推薦に基づき、奨学生を決定する。

2 研究科委員長は、学生の特色ある研究活動を育成するため、研究科委員会の議を経て優秀な学生を選考し、学生部長に報告する。

3 学生部長は、研究科委員長の報告を受け、学生委員会の議を経た後、毎年6月末日までに学長に推薦する。

（奨学金の給付）

第4条 奨学金の年額は、1名につき30万円とする。

2 給付期間は1年とする。ただし、同一者を次年度以降に重ねて選考することを妨げない。

3 奨学金の支給方法は、別に定める。

（奨学生の資格取消）

第5条 奨学生が、奨学金の給付期間中に女子大学大学院学則により懲戒若しくは除籍の処分を受けた場合又は退学若しくは死亡した場合には、資格を取り消し、奨学金の全額又は一部を返還させることがある。

（他の奨学金との関係）

第6条 この細則に基づく奨学生は、学内外の他の奨学生を兼ねることもできる。

（担当部課）

第7条 この細則による事務は、学生部が担当する。

（規程の改正）

第8条 この細則の改正は、学生委員会の議を経て、研究科委員会が行う。

附 則

1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成16年4月1日施行の「学習院女子大学大学院学業優秀者奨学金給付細則」は、この細則の施行日をもって廃止する。